

適格消費者団体の活動を 相談に活かす！

ー消費生活センターとの有意義な連携を考えるー

主 催：消費者庁 オンライン配信（zoom 方式）

日 時：2025 年 8 月 2 日（土）10：00～12：00

参加対象：消費生活相談員、適格消費者団体等

参加費用：無 料

「差止請求事案」を
相談現場でどう活用
できるのだろうか？

相談者に適格消費
者団体を案内する
ときのポイント？



過去の重要判例と
近時の差止請求の
「意義」と内容を
理解する！

『COCOliS』
を使ってみる！

申込方法：当日オンライン参加または事後アーカイブ視聴希望の方

下記 URL または右の二次元コードから

<https://forms.gle/uW5oo3tLtdjiJygg7>

締め切り：2025 年 7 月 21 日（月曜日）



学習会プログラム（詳細は裏面をご覧ください。）

前 半：適格消費者団体による差止請求事案の解説

「差止請求訴訟が法や解釈の改正に結びついた例」「相談業務に参考になる事案」等について

後 半：リレートーク 「消費生活センターと適格消費者団体との連携について」

プログラム

※本学習会は、事前に申し込まれた方に限り、希望される方へのアーカイブ配信を行います。

9 : 30～	受付開始
9 : 50～	事務局からの説明（スピーカー・オフ、録画不可、アンケート依頼等について）
10 : 00～ 10 : 10	開会のご挨拶 消費者庁 [10 分] ・消費者団体訴訟制度と（特定）適格消費者団体について ・本学習会の趣旨
10 : 10～ 10 : 55 [計 45 分]	1. 差止請求訴訟が法改正や解釈の修正等につながった事例 [30 分] 消費者支援機構関西 五條 操 弁護士 (1) 京都 vs. クロレチラシ訴訟 （広告が勧誘にあたりうる場合があるとの判示） ⇒ 消費者契約法解釈の見直し（逐条解説の改定） (2) 関西 vs. 明来訴訟 （賃借人の後見開始又は保佐開始審判と契約解除） ⇒ 消費者契約法 8 条の 3 の新設（法改正） (3) 関西 vs. フォーシズ訴訟 （賃貸借保証契約の無催告解除条項無効判決） ⇒ 消費者契約法第 10 条の第一要件の拡張 (4) 質疑応答 [15 分]
10 : 55～ 11 : 35 [計 40 分]	2. 差止請求訴訟の判決を相談実務に活かすために (1) 全国消費生活相談員協会 vs. with(マッチングアプリ) 中途解約時の料金不返還条項の是正と返金条項の導入（団体 HP） (2) 消費者機構日本 vs. エーチーム・アカデミー 入学時諸費用を不返還とする学則の差止めと是正（団体 HP） (3) 消費者被害防止ネットワーク東海 vs. アネシス美容クリニック 美容医療や再生医療等自由診療と消費者契約法の適用（団体 HP）
11 : 35～ 11 : 55 [計 20 分]	3. リレートーク (1) 消費者庁 COCoLiS ポータルサイトの活用について (2) 適格消費者団体から一端緒情報の重要性について 相談者への団体紹介、相談員からの情報提供への期待、守秘義務について等 (3) 消費生活相談員から消費者団体訴訟の事例を学ぶことについて 消費者団体訴訟を相談業務に活用するために、適格消費者団体への情報提供について
11 : 55～ 12 : 00	閉会のご挨拶 ・事務局からの連絡（アンケート、アーカイブ配信・拡散禁止についての説明とお願い）